

平成30年2月

越谷市営住宅 入居者募集案内

募集期間：2月1日（木）～2月21日（水）

（2月21日の消印有効）

《お申込み時の注意点》

1. この募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況をご確認のうえお申込みください。
2. 申込受付は郵送となります。（付属の申込用封筒をご利用ください。）
3. 申込書及び提出書類はお返しいたしません。

（募集に関するお問合せ先）※申込書の郵送先は6ページをご確認ください。

埼玉県住宅供給公社
市町村営住宅課 越谷市営住宅担当
電話 048(829)2873

受付時間 午前 8:30～午後 5:15（祝祭日を除く、月曜日～金曜日）

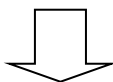
<目 次>

・ 入居者募集のあらまし	1～2ページ
1. 募集住戸	3ページ
2. 入居者決定方法	4ページ
3. 申込資格(入居資格)	4～5 ページ
4. 申込みに必要な書類	6ページ
5. 申込受付	6ページ
6. 抽選	6ページ
7. 抽選方法	6ページ
8. 入居資格審査等	7ページ
9. 入居手続き	7ページ
10. 資格喪失事項	7～8ページ
11. 注意事項	8ページ
12. 収入と所得について	9ページ
13. 収入月額計算方法	10～11ページ
14. 住宅案内図と参考間取り図	12～14ページ
15. 抽選会会場案内図	15ページ

入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

「申込資格」と「申込みできる住宅の種類」等を確認する
市営住宅への入居を希望する場合には、一定の申込資格が必要です。
該当する申込資格により、申込みできる住宅の種類が決まりますので、この募集案内の「1. 募集住戸」、「3. 申込資格（入居資格）」をご覧になり、内容を確認してください。



申込み

原則として申込みに必要な書類は郵送で提出していただきます。

申込みに必要な書類

- (1) 「市営住宅入居申込書」（この募集案内に付属しています）
- (2) 「住宅事情等申し出書」（この募集案内に付属しています）
記入漏れ、記入誤り及び不明瞭または意味不明な文字等があると受付できません。
また、資格等を誤って申告されますと失格になりますので、十分ご注意ください。
- (3) 個人情報の取扱いにかかわる「同意書」（「市営住宅入居申込書」裏面）について内容を確認のうえ、同意の証として記名押印をしてください。
- (4) 申込者本人または申込者と同居する親族に、障がい者等に該当する方がいる場合は、該当者の「障害者手帳等の写し」を同封してください。
(6ページの4. 申込みに必要な書類を参照してください。)

申込みに必要な書類を、付属の「申込用封筒」に82円切手を必ず貼って、郵送してください。それ以外の封筒を使う際は、封筒の表に「入居申込書在中」と朱書きしてください。
※受付期間（2月1日（木）～2月21日（水）【当日消印有効】）にご注意ください。

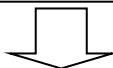
募集住宅の応募状況をお知りになりたいとき

お電話でお問い合わせいただいた方に、前日までの応募状況の倍率をお知らせします。
問合せ先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 越谷市営住宅担当 TEL 048-829-2873



抽選番号通知書の送付

申込締切後「抽選番号通知書」を公社から郵送いたします。
平成30年3月2日までに「抽選番号通知書」が届かない場合は埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課 越谷市営住宅担当 TEL 048-829-2873 までご連絡ください。

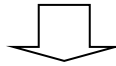


公開抽選（平成30年3月6日）

申込者数が募集戸数を上回った場合には、公開抽選（自由参加）となります。
抽選の順位により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定します。

- ・ 募集戸数が1戸の場合、「資格審査対象者」1名、補欠第1位～補欠第3位
- ・ 募集戸数が2戸の場合、「資格審査対象者」2名、補欠第1位～補欠第4位
- ・ 募集戸数が3戸の場合、「資格審査対象者」3名、補欠第1位～補欠第6位

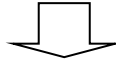
抽選会に出席されなくても、抽選結果に影響することはありません。



抽選結果通知書の送付

申込者全員に、「市営住宅抽選結果通知書」を郵送いたします。

※資格審査対象者になられた方には、事前にご用意いただく書類があります。詳細は、「市営住宅抽選結果通知書」に同封する書類をご確認ください。



入居資格審査（入居資格審査の基準日：平成30年3月23日）

抽選の順位にしたがって、対象者には市営住宅入居資格の審査を受けていただきます。

(1) 資格審査に必要な書類等の案内送付

資格審査に必要な書類等について事前に案内を送付します。

(2) 個人番号（マイナンバー）の事前提出

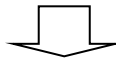
資格審査対象者は「市営住宅入居資格審査申出書」に入居予定者全員の個人番号（マイナンバー）を記入し、必要書類（詳細は郵送する別表を参照してください。）を添付のうえ、同封した返信用封筒で指定期日までに越谷市役所建築住宅課宛てに提出していただきます。

(3) 入居資格審査

入居資格の有無について、書類審査並びに資格審査対象者本人または家族等に対する聞き取り調査などを行います。

収入基準に該当しない方や、誤って資格等を申告された方は失格になります。

また、入居資格審査（聞き取り調査）を無断で欠席されると、失格になります。



入居決定通知等の送付

入居資格審査で入居資格を満たしていると判定された方には、「入居決定通知書」と入居手続きに必要な以下の書類を郵送いたします。

・ 市営住宅入居請書

市営住宅への入居には、連帯保証人が2名必要となります（請書に記名押印のうえ、所得証明書及び印鑑証明書を添付していただきます）。

・ その他必要書類



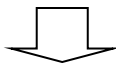
入居説明会の開催

入居予定者に対し、入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。

入居に係る諸手続き等の確認をいたします。

なお、入居説明会を無断で欠席されますと失格となります。

入居前に敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。



入 居

入居可能日：平成30年5月1日（予定）

入居可能日から15日以内に入居していただきます。

家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日から発生します。

1. 募集住戸

種類	一般住宅	一般住宅 特殊住宅 ※1	子育て支援住宅 ※2
住宅名	弥十郎住宅	川柳町中層住宅	七左町中層住宅
所在地	弥十郎 753 番地 1	川柳町一丁目 282 番地 1	七左町四丁目 372 番地 1
間取り ※3	2 K (31.47 m ²)	2 K (40.59 m ²)	3 D K (64.81 m ²)
世帯人数	単身可	単身可	3人以上
戸数	1戸	1戸	1戸
募集階数	1階	4階	3階
エレベーター	無	無	有
最寄り駅 ※4	大袋駅	越谷レイクタウン駅	新越谷駅
家賃 ※5	5,500円～10,900円	12,000円～23,600円	29,500円～57,800円
浴槽	無	無	有
設備	水洗トイレ (洋式) L P ガス	水洗トイレ (和式) L P ガス	水洗トイレ (洋式) 都市ガス
駐車場	無	無	有 ※6
建設年度	昭和 43 年度	昭和 45 年度	平成 6 年度
構造	簡易耐火平屋建	中層耐火 4 階建	中層耐火 5 階建
備考			駐車場使用料は 4,500 円

- ※1 特殊住宅は、人身等の事故があった住宅です。家賃等は他の住宅と変わりません。
- ※2 子育て支援住宅は、18歳未満の子どもと現在同居し、扶養している世帯のみ申込みができる住宅です。入居期限があり、子どもが18歳に達する年度までの入居となります。
- ※3 間取り図については、12～14ページの参考間取り図を参照してください。
- ※4 最寄り駅からの経路等は、12～14ページの住宅案内図を参照してください。
- ※5 家賃は、入居世帯全員の収入に基づき、家賃算定基礎額に住戸の規模や立地条件、建築年数等の条件を反映して決定します。同じ住戸であっても、入居する世帯の人数によって家賃は異なります。
- ※6 駐車場は、利用を希望する時点で空き区画がない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、使用に際しては、別に使用料が発生します。

2. 入居者決定方法

入居申込者数が募集戸数を上回った場合には公開抽選を行います。抽選結果の順位により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定します。資格審査対象者に対して、市営住宅入居資格審査を行い、入居資格を満たしている場合には、入居者として決定します。なお、入居資格を満たしていない資格審査対象者は失格となり、次の順位の方（補欠者）の資格審査を行い、入居者を決定します。

3. 申込資格（入居資格）

（1）共通要件

市営住宅への申込みができる方は、次の①から⑤までのすべての条件に該当する必要があります。単身で申し込む方、子育て支援住宅を申し込む方は、それぞれ、5ページの単身者の申込要件、子育て支援住宅の申込要件にも該当する必要があります。なお、外国人にあつては、同居予定者を含め、在留資格を持っている方（「在留カード」もしくは「特別永住者証明書」が交付されている方）に限ります。

- ① 申込受付日の前日から遡り、引き続き1年以上越谷市内に住所を有し、かつ現に居住していること。
- ② 入居しようとする世帯全員（内縁関係にある者、婚姻の予約者も含む。）の合計所得額が以下の収入基準額の範囲内にあること。

【収入基準額の範囲】

収入月額	一般世帯	158,000円以下
	裁量世帯	214,000円以下

※ 収入月額とは、世帯全員の年間収入額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を12（12か月）で割った額のこと。月収金額とは異なります。

※ 計算方法は、10ページ及び11ページの収入月額計算方法をご参照ください。

【参考：年間所得による申込基準早見表】（単位：円）

扶養者数	1人	2人	3人	4人
一般世帯	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
裁量世帯	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

○裁量世帯とは

次のいずれかに該当する方が申込者または同居者である世帯を指します。

- ア. 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- イ. 1～3級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。
- ウ. **Ⓐ**、AまたはBのみどりの手帳等の交付を受けている方。
- エ. 入居者が60歳以上の方（入居許可日の前日時点）で、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方（入居許可日の前日時点）または18歳未満の方である場合。
- オ. 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- カ. 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者の方。
- キ. 海外からの引揚者で本邦引揚後、5年以内の方。
- ク. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
- ケ. 同居者に小学校就学前の者がいる方。

- ③ 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む。）がいること。
（単身入居資格のある方を除きます。）
夫婦のどちらか一方が子どもと申し込む場合や、現に親がいるにもかかわらず、兄弟姉妹や祖父母と孫だけで申し込む場合など、社会通念上不自然な世帯分離による場合は申込みができません。
また、同居しようとする親族が婚約者である場合は、入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）までに戸籍等で入籍したことが確認できなければ、入居決定を取り消します。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
申込時点において、住宅を自己所有している方（共有持分がある場合も含む）や、都市再生機構（旧都市公団）の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅及び市営住宅に既に居住している方は、申込みできません。
- ⑤ 入居しようとする世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、入居に際し、資格審査の一環として関係機関に照会を行います。

（2）単身者の申込要件（単身で申し込む方の追加要件）

単身者で申込みができるのは次のいずれかに該当する方です。ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることができない、または受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

- ① 60歳以上（入居許可日の前日時点）の方であること。
- ② 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ③ 1～3級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。
- ④ **Ⓐ**、A、B、Cのいずれかのみどりの手帳等の交付を受けている方。
- ⑤ 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者の方。
- ⑦ 海外からの引揚者であって、本邦引揚後、5年以内の方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
- ⑨ 生活保護受給者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方。
- ⑩ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する場合。
 - ・ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - ・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない場合。

（3）子育て支援住宅の申込要件

子育て支援住宅に申込みできるのは、18歳未満の子どもと現在同居し、扶養している世帯です。

4. 申込みに必要な書類

- (1) 「市営住宅入居申込書」(この募集案内に付属しています)
- (2) 「住宅事情等申し出書」(この募集案内に付属しています)
- (3) 「同意書」(「市営住宅入居申込書」裏面)
- (4) 「障害者手帳等の写し」

申込者または同居する親族に、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、みどりの手帳等(A)、A、B、Cのいずれかの交付を受けている方がいる場合。

※世帯構成の状況により、上記以外に追加で書類を提出していただく場合があります。

5. 申込受付

受付期間 平成30年2月1日(木)から2月21日(水) [当日消印有効]

申込方法 申込みに必要な書類をこの案内書に付属する申込用封筒に入れて郵送してください。

郵送先	〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 越谷市営住宅担当 TEL048-829-2873
-----	--

6. 抽選

申込者数が募集戸数を上回った場合には、公開抽選(自由参加)を行います。

なお、抽選結果は後日郵送により申込者全員に通知いたします。

抽選日時：平成30年3月6日(火) 午後2時から

抽選会場：越谷市役所 第三庁舎 1階 会議室4

7. 抽選方法

- (1) 抽選は、募集住宅ごとに行います。抽選により、資格審査対象者・補欠者・落選者を決定し、募集戸数に応じて、後日、入居資格審査を行います。
- (2) 越谷市営住宅設置及び管理条例第9条第3項により、以下の優遇措置があります。
 - ① 申込者本人または申込者と同居する方のうち、越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則第5条に規定する以下のいずれかの要件を備える方がいる世帯は、抽選番号を2個発行します。

- | |
|---|
| <p>ア. 18歳未満の子を3人以上扶養している寡婦であること。</p> <p>イ. 65歳以上の高齢者で、現に1年以上同居している同居者が65歳以上または18歳未満の方であること。</p> <p>ウ. 身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方。</p> <p>エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方。</p> <p>オ. みどりの手帳等の交付を受けている方で(A)、Aの方。</p> |
|---|

- ② 前記アからオのいずれかに該当する申込者であって、過去2年間に2回以上落選(補欠者で入居できなかった方も含む。)している方には、抽選番号を3個発行します。

8. 入居資格審査等

抽選結果に従って、市営住宅の入居資格審査を行います。

(1) 入居資格審査の際に必要な書類について

準備していただく必要書類は、あらかじめ資格審査対象者宛てに文書で通知します。資格審査を行う日までに必要書類を漏れのないように準備してください。

また、資格審査対象者は、抽選結果を通知する際に同封する「市営住宅入居資格審査申出書」に入居予定者全員の個人番号（マイナンバー）を記入し、必要書類（詳細は郵送する別表を参照してください。）を添付のうえ、返信用封筒を用いて指定期日までに越谷市役所建築住宅課宛てに提出してください。

(2) 入居資格審査

入居資格審査では、所得、住所、家族関係、不動産の所有状況、住宅の困窮状況、税金の納入状況、その他市営住宅の入居資格に関して必要な事項について、書類審査並びに資格審査対象者または同居する家族等からの聞き取り調査などを行い、審査対象者が入居資格を満たしているかを判定します。その際、必要に応じて現地調査を行うこともあります。審査日時等については、直接審査対象者本人にご連絡いたします。

なお、入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）までに資格審査書類が提出されない場合は、審査ができないため失格となりますので、ご注意ください。

9. 入居手続き

入居資格審査で入居資格を満たしていると判定された方は、所定の手続き期間のうちに市営住宅入居請書等の提出と敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。

(1) 手続き期間：入居者に別途通知いたします。

(2) 手続き内容：市営住宅入居請書等の入居に関する書類の提出（入居請書には、入居者の債務を保証するに足る所得のある連帯保証人2名の連署が必要です。）と敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。

(3) 入居可能日：平成30年5月1日（予定）となります。

10. 資格喪失事項

次のいずれかに該当した場合は、資格喪失（失格）になります。

(1) 申込書や添付書類及び資格審査に虚偽があるとき。または、同一世帯で2件以上の申込みを行ったとき。

(2) 入居決定してから、10日以内に入居者と同等以上の収入のある連帯保証人2名が連署した請書及び所得証明書などの添付資料の提出と、敷金（家賃の3か月分）の納入がないとき。

(3) 入居可能日から15日以内に、入居決定通知書に記載された方全員の入居ができないとき。

(4) 婚姻予定者を同居親族として申込みをされた場合で、入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）までに婚姻予定者の入籍が戸籍等において確認できないとき。

(5) 離婚予定（協議中含む）で申込みをされた場合、入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）までに離婚の成立が戸籍等において確認できないとき。

(6) 申込者が申込みの受付後に転居等を行い、入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）において所在が確認できない、または市外に転出したとき。

(7) 入居資格審査の基準日（平成30年3月23日）までに市営住宅入居資格審査に必要な書類の提出がないとき。または、聞き取り調査等が実施できないとき。

- (8) 資格審査及び入居に際して、市の指導に従わないとき。
- (9) 補欠者の入居資格審査対象期限（平成30年5月1日）を経過したとき。

11. 注意事項

- (1) 市営住宅は、真に住宅に困っている低所得者の方のために、低額な家賃で賃貸することを目的として、国の補助を受けて建設した住宅です。そのため、公営住宅法、同法施行令、越谷市営住宅設置及び管理条例、同条例施行規則及び関係法令により、入居者の守るべき義務や様々な手続きなどが細かく定められています。したがって、一般の賃貸住宅とは異なり、住宅の使用方法等について制限や制約を受けることになり、これらに違反すると市営住宅から退去していただきます（詳細は入居手続き時にご説明いたします）。
- (2) 市営住宅では、犬、猫、鳥等をはじめとする動物を飼育する、または一時的に預かることはできません。そのような行為を行った場合には、市営住宅から退去していただきます。
- (3) 市営住宅では、共同部分の管理・費用負担については各住宅の自治会が行っていますので、自治会への加入をお願いします。
- (4) 市営住宅から退去するときは、畳表・襖紙の張替え及びその他修繕（以下「退去修繕」といいます。）を入居者の負担で行っていただきます。退去時の検査において、退去修繕が適切に行われていると認められた場合には、敷金をお返しいたします。
- (5) 自動車を所有している方は、駐車場を必ず確保してください。七左町中層住宅及び西大袋中層住宅には、敷地内に駐車場（有料。ただし、利用を希望する時点で空き区画がない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）があります。また、南越谷しののめ住宅には、敷地内に民間の貸駐車場があります。
- (6) 補欠者の資格審査や入居手続き等については、資格審査対象者が失格又は辞退となった時点で、別途、補欠者本人に通知します。ただし、入居資格審査対象期限（平成30年5月1日）を経過した時点で、補欠者の資格は喪失します。
- (7) 市営住宅に入居後、世帯の人数に増減があった場合などには、世帯構成と住宅規模の不一致を解消するため、他の市営住宅の住戸に転居していただく場合があります。〔例：3DKなどの間取りに1人で入居する状態、狭い間取りに多人数で入居する状態など〕
- (8) 他人の迷惑になる行為や市長、管理者の指示・命令等に従わない場合は、市営住宅から退去していただきます。

12. 収入と所得について

○収入と所得

収入とは、「事業」や「不動産」などの場合には、「経費を差し引く前の金額」のことで

また、「給与」や「年金」の場合には、「支払われた金額（所得税や社会保険料などを差し引く前の金額）」のことで

所得とは、「収入」から「経費」を差し引いた後の金額になります。

○主な「所得」の種類

(1) 事業所得

飲食業、農業、建設業、外交員などの事業から生じる所得

$$\text{【収入金額】} - \text{【必要経費】} = \text{【事業所得】}$$

(2) 給与所得

$$\text{【収入金額】} - \text{【給与所得控除】} = \text{【給与所得】}$$

(3) 雑所得（公的年金など）

収入が年金のみの場合

$$\text{【公的年金等の収入金額】} - \text{【公的年金等控除】} = \text{【雑所得】}$$

※遺族年金、障害者年金などの非課税年金の年間所得金額はゼロとなります。

○公的年金等に係る雑所得の計算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
65才以上	1,200,000円以下	0円
	1,200,001～3,299,999円	収入 - 1,200,000円
	3,300,000～4,099,999円	収入 × 75% - 375,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入 × 85% - 785,000円
	7,700,000円以上	収入 × 95% - 1,555,000円
65才未満	700,000円以下	0円
	700,001～1,299,999円	収入 - 700,000円
	1,300,000～4,099,999円	収入 × 75% - 375,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入 × 85% - 785,000円
	7,700,000円以上	収入 × 95% - 1,555,000円

◎公営住宅法に基づく収入について

公営住宅法にいう「収入」とは、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から、次ページ以降の「13. 収入月額計算方法」における控除金額を控除した額を12で割った額をいいます。（公営住宅法施行令第1条第3号）

※次ページの表により算出できます。

13. 収入月額計算方法

年間収入金額から計算する場合は次のAから } 計算する。
 年間所得金額から計算する場合はCから

「 」、収入のある者が2人の場合において使用

A. 年間収入金額の端数整理

端数整理をする

	1,618,999円以下は端数整理しない	
年間収入金額 円 →	1,619,000円以上 1,619,999円以下は	1,619,000円
	1,620,000円以上 1,621,999円以下は	1,620,000円
 円 →	1,622,000円以上 1,623,999円以下は	1,622,000円
	1,624,000円以上 6,599,000円以下は次のように整理する。 金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967$ $532 \times 4,000 = 2,128,000$ 円	
	6,600,000円以上は端数整理しない	

円 ←

 円 ←

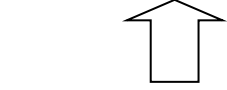
B. 年間総所得金額の計算方法

年間収入金額の区分	年間総所得金額 (円)	
650,999円以下		0
651,000円以上 1,628,000円未満	端数整理後の年間収入金額	— 650,000
1,628,000円以上 1,800,000円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.6	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.7	— 180,000
3,600,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.8	— 540,000
6,600,000円以上 10,000,000円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.9	— 1,200,000

 円 円

C. 年間総所得金額の合計方法

 円 + 円 = 円
 年間総所得金額 年間総所得金額 合計年間総所得金額



給与所得者や年金所得者は、上記のA及びBによらず、源泉徴収票の所得控除後の額を記入

D. 控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養控除	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない扶養親族	380,000円 × 人＝ 円
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円 × 人＝ 円
特別控除	同一生計配偶者で70歳以上の者	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円 × 人＝ 円
	障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、2、3級の人 ウ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症以下の人 オ) 年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの市町村長等の認定書を交付されている人	270,000円 × 人＝ 円
	特別障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア) 心神喪失の状況にある人 イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、1級の人 ウ) 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 エ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人 カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 キ) 年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの市町村長等の認定書を交付されている人 ク) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	400,000円 × 人＝ 円
	寡婦控除	所得者本人で ア) 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で、500万円以下の所得の人 イ) 夫と死別し、若しくは離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人、或いは非婚の母（法律婚によらないで母となった方で現に法律婚をしていない方）で、扶養親族のいる人	270,000円 × 人＝ 円 所得額が27万円未満の場合はその額
	寡夫控除	所得者本人で、妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人、或いは非婚の父（法律婚によらないで父となった方で現に法律婚をしていない方）で、現に生計を一にする子（所得金額が基礎控除額以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）を有し、500万円以下の所得の人	270,000円 × 人＝ 円 所得額が27万円未満の場合はその額

↓

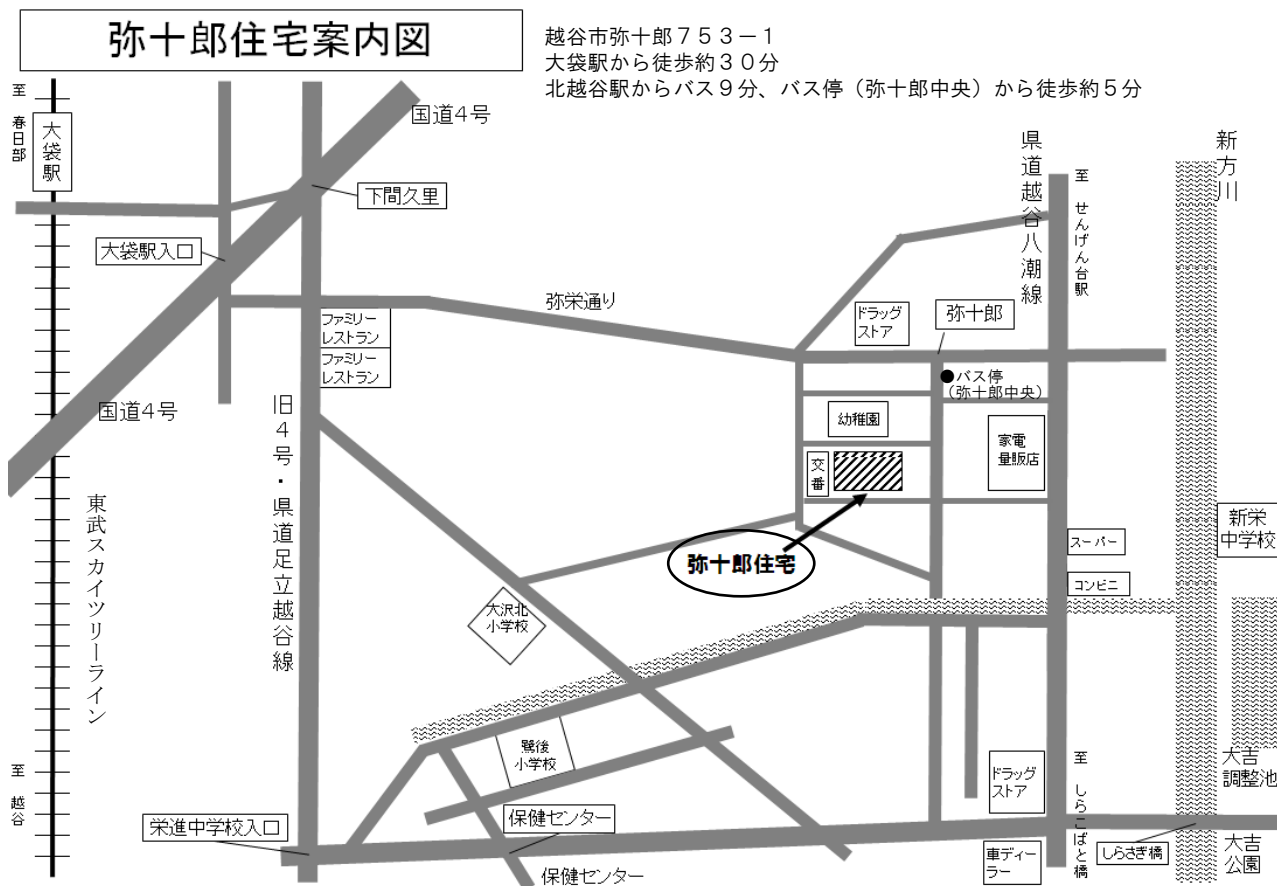
控除合計金額 円

E. 収入月額

$$\left(\text{合計年間総所得金額} \text{ 円} - \text{控除合計金額} \text{ 円} \right) \div 12 \text{ か月} = \text{収入月額} \text{ 円}$$

一般世帯は、158,000円以下
裁量世帯は、214,000円以下
で申込可能

14. 住宅案内図と参考間取り図

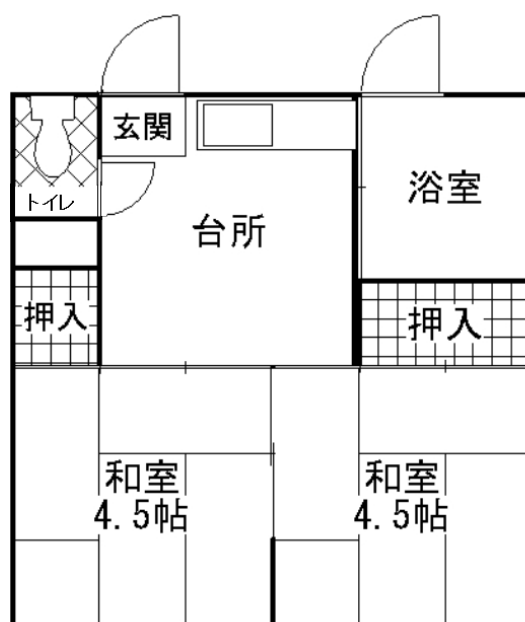


外 観

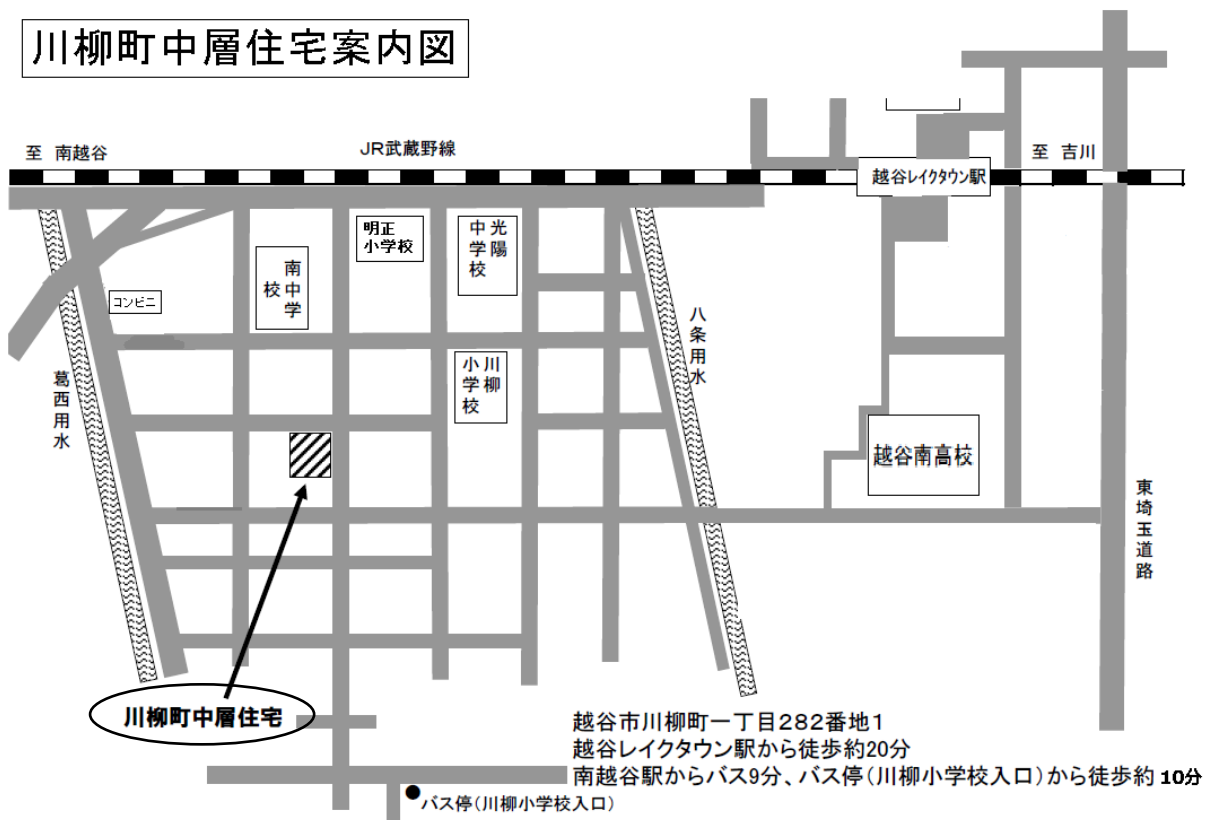


参考間取り図

2 K (31.47 m²)



川柳町中層住宅案内図

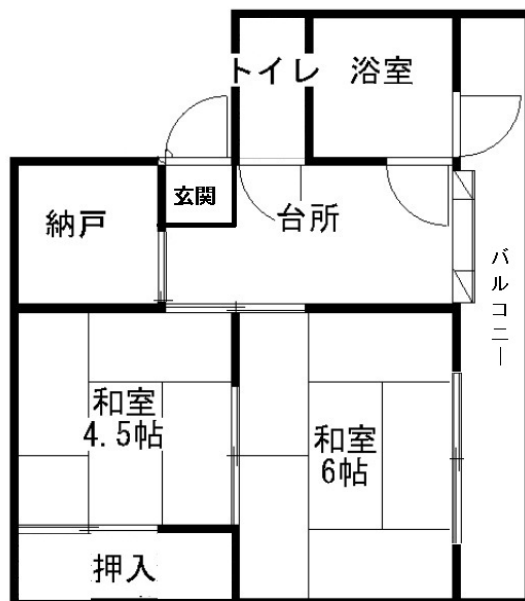


外 観



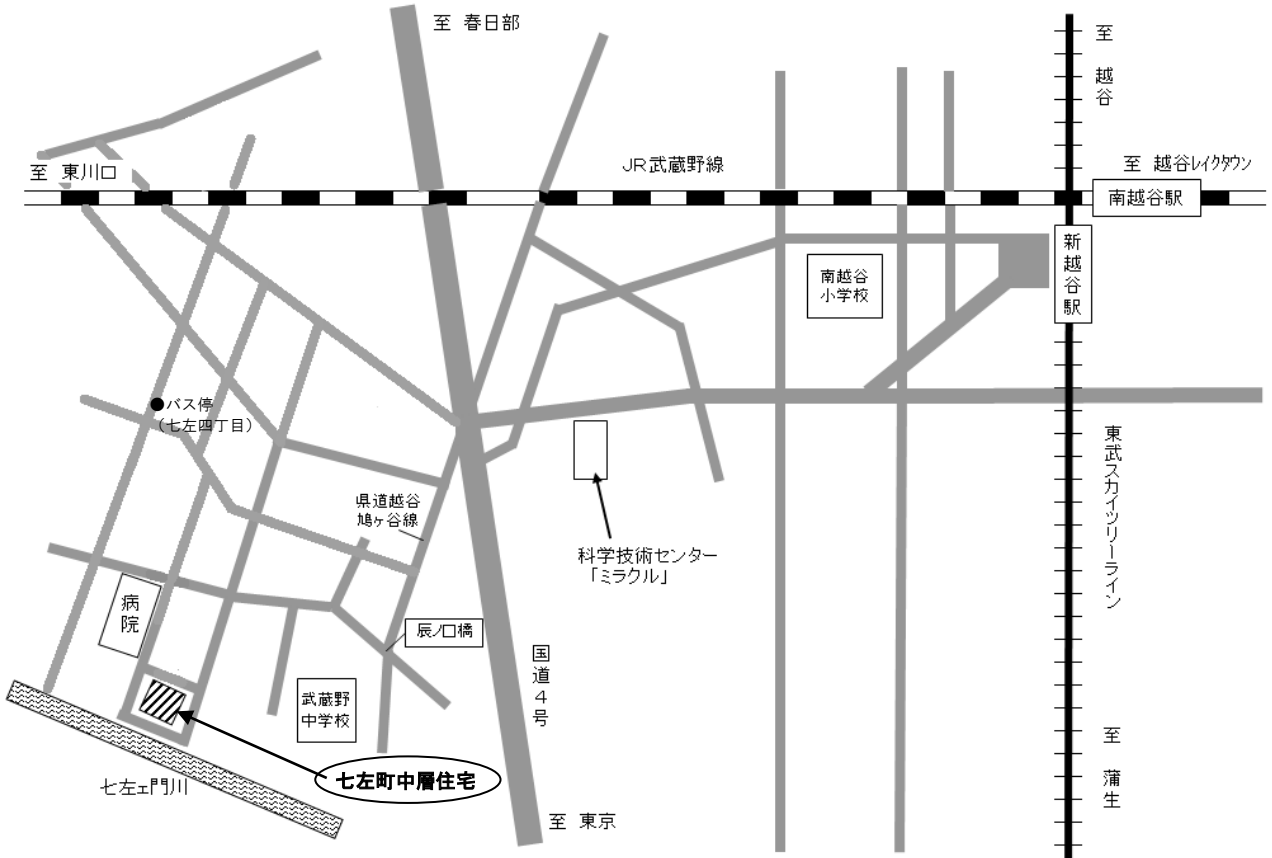
参考間取り図

2 K (40.59 m²)



七左町中層住宅案内図

越谷市七左町4-372-1
 新越谷駅から徒歩約30分
 新越谷駅からバス8分、バス停（七左四丁目）から徒歩約8分



外 観

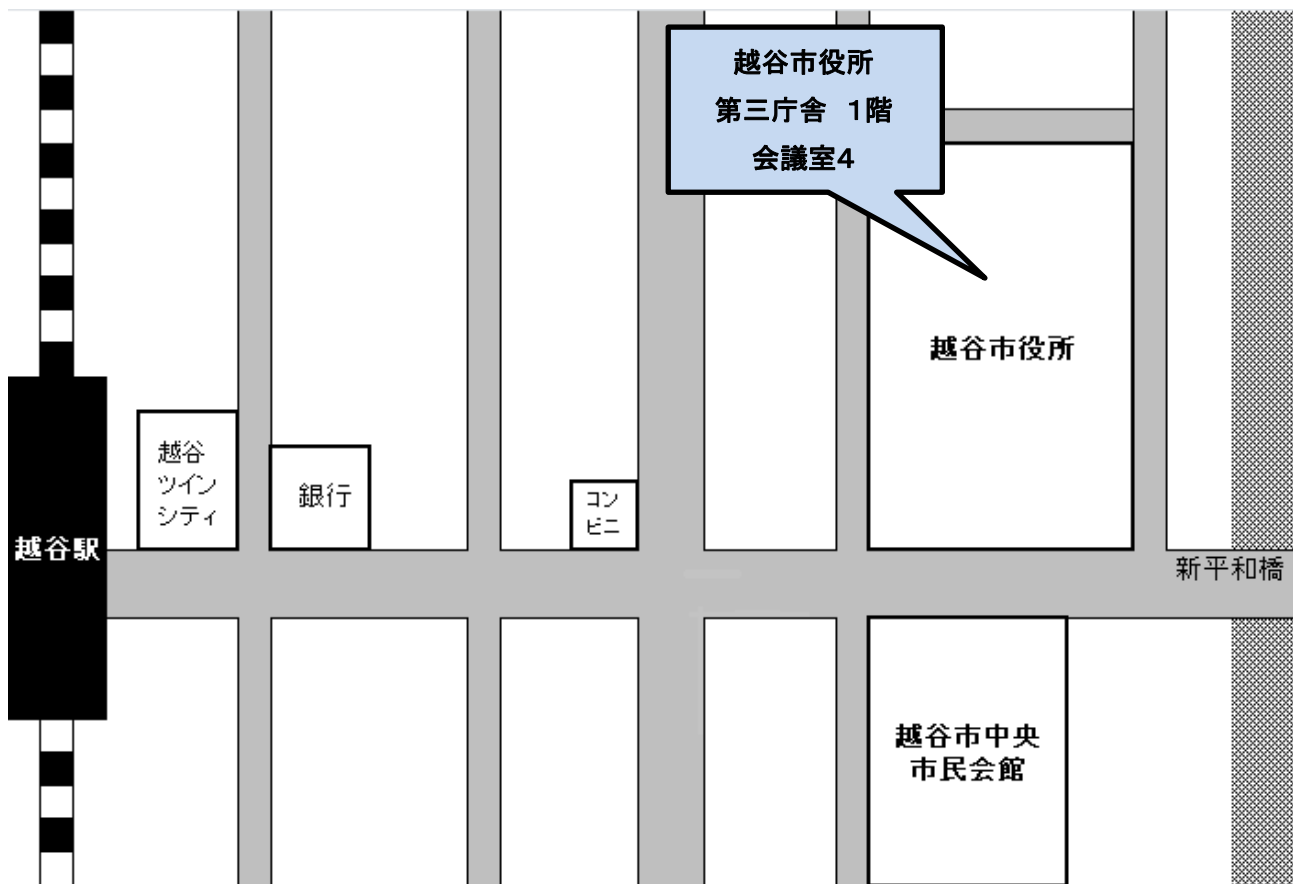


参考間取り図

3DK (64.81㎡)



15. 抽選会会場 案内図

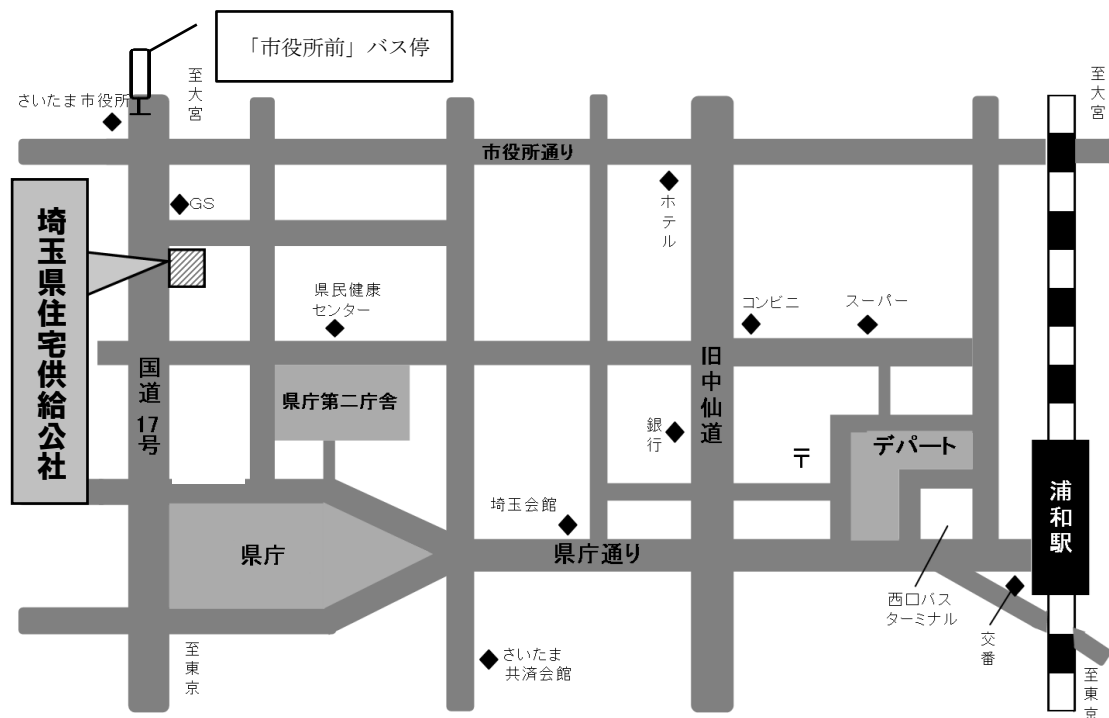


(住所) 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

(交通) 東武スカイツリーライン越谷駅東口下車、市役所通りを徒歩7分。

※車や自転車でお越しの方は市役所の駐車場、駐輪場をご利用ください。

＜埼玉県住宅供給公社 案内図＞



(交通) JR 浦和駅西口より徒歩20分

(バス) JR 浦和駅西口から「市役所経由大久保浄水場行き」又は「西堀循環」乗車
「市役所前」下車。徒歩3分。

＜お問合せ先＞

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

越谷市営住宅担当

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

電話 048 (829) 2873

受付時間 午前 8:30～午後 5:15 (祝祭日を除く、月曜日～金曜日)